

事 調 第 4 0 8 号
令和2年(2020年)6月9日

各(総合)振興局産業振興部長
〃 地域産業担当部長 様

農政部農村振興局事業調整課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び
業務の対応について

このことについて、農林水産省及び国土交通省から別紙のとおり通知がありましたので参考までにお知らせします。

なお、農村振興局所管の工事及び業務の対応については、引き続き「新型コロナウイルス感染症に係る対応等について(令和2年(2020年)4月22日付け事調第151号事業調整課長通知)」により対応するようお願いします。

また、感染予防対応等については「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和2年5月14日版)(令和2年5月14日付け国土建第18号)」を参考に適切に実施されるようお願いします。

調整係
設計積算係
技術指導係

別紙（通知文書）

1 農林水産省

- （1）新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について（令和2年5月27日付け事務連絡農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）
- （2）新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における農林水産省直轄工事及び業務の対応について（令和2年5月18日2予第359号大臣官房参事官（経理）通知）

2 国土交通省

- （1）新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応について（令和2年5月25日付け事務連絡国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知）
- （2）新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応について（参考）（令和2年5月26日付け事務連絡国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知）

別添1 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応について（令和2年5月25日付け事務連絡）

別添2 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を受けた国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について（令和2年5月25日付け事務連絡）

別添3 国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策の運用について（令和2年5月25日付け事務連絡）